

平成 25 年 8 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社トラスト・テック
 代表者名 代表取締役会長兼社長 小川毅彦
 (コード：2154 東証第二部)
 問合せ先 取締役管理本部長 鈴木憲一
 電話番号 03-5777-7727

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成25年9月26日開催予定の第9期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします

記

1. 定款変更の目的

株主の皆様に対する機動的な利益還元を実施可能とするため、剰余金の配当等を取締役会の権限とするよう剰余金の配当に関する規定について変更することといたしました。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります（下線部分は変更箇所を示します）。

現行定款 <中略>	変更案 <中略>
(剰余金の配当) 第46条 <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当をする。</u>	(削る) (剰余金の配当の決定機関) 第46条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(新設) (新設)	(剰余金の配当の基準日) 第47条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u> <u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
(中間配当) 第47条 <u>当社は、取締役会の決議によって毎年12月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当（配当財産が金銭であるものに限る。）をすることができる。</u>	(中間配当) 第48条 <u>当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として中間配当（配当財産が金銭であるものに限る。）をすることができる。</u>
	<以降、条数繰下 原文と変わらず>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年9月26日（木曜日）
 定款変更の効力発生日 平成25年9月26日（木曜日）

以 上